

別記

松前町教育委員会における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項

第1 不当な差別的取扱いの禁止

(1) 基本的な考え方

法は、障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、財及びサービス並びに各種機会の提供を拒否すること、提供に当たって場所若しくは時間帯等を制限すること又は障がい者でない者に対しては付さない条件を付けること等により、障がい者の権利利益を侵害することを禁止しています。ただし、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要となる次のような特別の措置は、不当な差別的取扱いには当たりません。

ア 障がい者を障がい者でない者と比べて優遇すること（いわゆる積極的改善措置）。

イ 障がい者に対して、合理的配慮の提供による障がい者でない者と異なる取扱いをすること。

ウ 合理的配慮を提供するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障がい者に障がいの状態を確認すること。

(2) 補足

不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障がい者を、問題となる教育委員会の事務又は校務について、本質的に関係する諸事情が同じ障がい者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要があります。

第2 正当な理由の判断の視点

(1) 正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いに当たりません。正当な理由に相当するのは、その取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないといえる場合です。

(2) 正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障がい者又は第三者の権利利益並びに教育委員会の事務又は校務の目的、内容及び機能が維持されることに鑑み、具体的場面又は状況に応じて総合的及び客観的に判断することが必要です。

(3) 正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが求められます。

第3 不当な差別的取扱いに関する具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりです。これらはあくまで例示であり、具体例として記載していないものが差別的取扱いではないということではありません。

また、記載している内容であっても、第2の(2)で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断する必要があり、総合的及び客観的に見て正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いに当たらないこともあります。

(1) 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

ア 障がいがあることを理由に窓口対応を拒否すること。

イ 障がいがあることを理由に対応の順序を後回しにすること。

- ウ 障がいがあることを理由に書面の交付、資料の送付又はパンフレットの提供等を拒むこと。
- エ 障がいがあることを理由に説明会等への出席を拒むこと。
- オ 教育委員会の事務又は校務の遂行上、特に必要がないにもかかわらず、障がいがあることを理由に、来庁又は来校の際に付添者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付添者の同行を拒んだりすること。
- カ 学校への入学、授業等の受講、校外教育活動等若しくは式典への参加を拒むこと又はこれらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付けること。
- キ 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。

(2) 不当な差別的取扱いに当たらない具体例

- ア 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、合理的配慮を提供するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障がい者である利用者に障がいの状態を確認すること。
- イ 通級による指導を受ける児童生徒又は特別支援学級に在籍する児童生徒のため、特別の教育課程を編成すること。

第4 合理的配慮の提供

(1) 基本的な考え方

教職員等は、法第7条第2項の規定のとおり、障がい者の社会的障壁の除去を実施するために必要な合理的配慮を提供しなければなりません。

(2) 合理的配慮提供に当たっての留意点

ア 範囲

- (ア) 教育委員会の事務又は校務の目的、内容及び機能に照らし、必要とされている範囲で本来の業務に付随するものに限られていること。
- (イ) 障がい者でない者との比較において同等の機会を提供するものであること。
- (ウ) 教育委員会の事務又は校務の目的、内容及び機能に本質的な変更を及ぼさないこと。

イ 状況に応じた対応

- (ア) 合理的配慮は、障がい者の性別、年齢及び障がいの状態並びに社会的障壁の除去が求められる具体的場面又は状況に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであること。
- (イ) 障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去を実施するための手段及び方法について、第5で掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応する必要があること。
- (ウ) 合理的配慮の内容は、技術の進展又は社会情勢の変化に応じて変わり得るものであること。
- (エ) 合理的配慮を必要とする障がい者が多数見込まれる場合又は当該障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、不特定多数の障がい者を対象とした環境整備を考慮に入れる必要があること。

ウ 意思の表明

- (ア) 障がい者からの意思の表明は、合理的配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）又は点字、拡大文字、筆談若しくは実物の提示、身振りサイン等による合図若しくは触覚による意思伝達（手のひらに文字を書いて伝える「手書き文字」を含む。）その他障がい者が他の人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられるものであること。
- (イ) 障がいにより本人からの意思表示が困難な場合には、障がい者の家族、支援者、介助者、法定代理人その他コミュニケーションを支援する者（以下「家族等」という。）が本人を補佐して行う意思の表明も含むこと。
- (ウ) 意思の表明が困難な障がい者が、家族等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、その障がい者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白であるときには、適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、能動的に取り組むことが望ましいこと。

エ その他

教育委員会の事務又は校務の一環として実施する事業を事業者等に委託する場合は、提供する合理的配慮の内容に大きな差異が生じることにより障がい者が不利益を受けることのないよう、必要に応じてこの訓令を踏まえた合理的配慮の提供について仕様書等に盛り込むよう努めることが望ましいこと。

第5 過重な負担の判断の視点

- (1) 過重な負担については、個別の事案ごとに、次の要素を考慮し、具体的場面又は状況に応じて総合的及び客観的に判断する必要があります。この場合において、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうこととならないよう注意することが必要です。

ア 教育委員会の事務又は校務への影響の程度（その目的、内容及び機能を損なうか否か）

イ 実現可能性の程度（物理的制約、技術的制約、人的制約又は体制上の制約）

ウ 費用又は負担の程度

- (2) 求められた合理的配慮が過重な負担に当たるために提供できないと判断した場合は、障がい者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが求められます。

第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面又は状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものですが、具体例としては、次のとおりです。これらの具体例はあくまで例示であり、合理的配慮がこれらに限られるというものではありません。

なお、これらの具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていることに留意する必要があります。

- (1) 合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例

ア 管理する施設又は敷地内に段差等がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をしたり、携帯スロープを渡したりすること。

イ 配架棚の高い所に置かれた図書等を取って渡したり、置いてある位置を分かりやすく伝えたりすること。

ウ 目的地までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせて歩いたり、前後左右の距離の位置取りについて、障がい者の希望を聞いたりすること。

エ 障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を出入口付近にすること。

オ 疲労を感じやすい障がい者から別室での休憩の申出があった際に、別室の確保が困難な場合は、当該障がい者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させる等して臨時的休憩スペースを設けること。

カ 不随意運動等により教材等（授業に用いる教材、申請又は届出をする書類、その他資料を含む。以下同じ。）を押さえることが難しい障がい者に対し、教職員等が押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりすること。

キ 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、災害時の警報音又は緊急連絡等が聞こえにくい障がい者に対し、災害時に管理する施設の職員が直接災害を知らせたり、緊急情報又は館内放送を視覚的に受容することができる警報設備又は電光表示機器等を用意したりすること。

ク 聴覚過敏の児童生徒等（園児を含む。以下同じ。）のために、机及び椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減したり、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために、黒板周りの掲示物の情報量を減らしたりするなど、個別の事案に応じた教室環境を整備すること。

ケ 移動に困難のある児童生徒等のために、通学のための駐車場を確保したり、参加する授業で使用する教室を出入りしやすい場所に変更したりすること。

(2) 合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例

ア 手話又は点字、拡大文字、筆談若しくは読み上げ等のコミュニケーション手段を用いること。

イ 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明又は拡大コピー、拡大文字若しくは点字を用いた教材等、遠くのものや動きの速いものなど触ることのできないものを確認できる模型若しくは写真の提供等）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方ある場合にに応じた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える等）又は知的障がいに配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等）を行うこと。

ウ 教材等を点字又は拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用すること。

エ 視覚障がい者に教材等を送付する際に、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供すること。

オ 言葉だけを聞いて理解すること又は意思疎通が困難な障がい者に対し、絵カード等を活用すること、視覚的に伝えるために情報を文字化すること又は質問内容を「はい」若しくは「いい

え」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択及び自己決定を支援したりすること。

カ 駐車場などで、通常は口頭で行う案内を紙にメモをして渡すこと。

キ 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりすること。この場合において、本人からの依頼がある場合には、代読又は代筆を行うこと。

ク 比喩表現等が苦手な障がい者に対し、比喩、暗喩又は二重否定表現等を用いずに具体的に説明すること。

ケ 障がい者から申出があった際に、2つ以上のことを同時に説明することは避け、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対すること。この場合において、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前午後で表記するなどの点に配慮したメモを必要に応じて渡すこと。

コ 会議の進行に当たり、教材等を見ながら説明を聞くことが困難な視覚若しくは聴覚に障がいのある参加者又は知的障がいのある参加者に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心掛けるなどの配慮を行うこと。

サ 会議の進行に当たっては、教職員等が参加者の障がいの特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行うこと。

(3) ルール又は慣行の柔軟な変更の具体例

ア 順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手順順を入れ替えること。

イ 障がい者が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障がい者の順番が来るまで別室又は座席を用意すること。

ウ 障がい者からスクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、それらに近い席を確保すること。

エ 車両乗降場所を施設等の出入口に近い場所へ変更すること。

オ 敷地内の駐車場等において、障がい者の来庁又は来校が多数見込まれる場合に、通常、障がい者専用とされていない区画を一時的に障がい者専用の区画に変更すること。

カ 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等から、障がい者に不随意の発生又は発作等がある場合、当該障がい者に説明し同意を得た上で、障がいの特性及び施設の状況に応じて別室を用意すること。

キ 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障がいのある参加者の理解を援助する者の同席を認めること。

ク 試験において、本人及び保護者の希望並びに障がいの状態を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長又は点字、拡大文字若しくは音声読み上げ機能の使用等を許可すること。

ケ 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、事務手続の際に、教職員等が必要書類の代筆を行うこと。

コ 点字、拡大文字又は音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために、教材等及び

問題文を点訳若しくは拡大したもの又はテキストデータを事前に渡すこと。

サ 聞こえにくさのある児童生徒等に対し、外国語のヒアリングの際に、音質及び音量を調整したり、文字による代替問題を用意したりすること。

シ 知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な児童生徒等に対し、当該児童生徒等の理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材等を用意すること。

ス 肢体不自由のある児童生徒等に対し、体育の授業の際に、当該児童生徒等の身体の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさ又は投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりすること。

セ 日常的に医療的ケアを要する児童生徒等に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関及び本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を図り、個々の状態及び必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにすること。

ソ 慢性的な病気等のために他の児童生徒等と同じように運動ができない児童生徒等に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、当該児童生徒等の病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をすること。

タ 治療等のため学習できない期間が生じる児童生徒等に対し、補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫すること。

チ 読み書き等に困難がある児童生徒等のために、授業又は試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。

ツ 発達障がい等のため、人前での発表が困難な児童生徒等に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりすること。

テ 適切な対人関係の形成に困難がある児童生徒等のために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成する際には、事前に伝えたり、本人の意向を確認したりすること。

ト こだわりのある児童生徒等のために、話し合い又は発表等の場面において、意思を伝えることに時間を要する可能性があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりすること。

ナ 理科の実験などでグループ活動ができない児童生徒等又は実験の手順若しくは薬品を混同するなど作業が危険な児童生徒等に対し、個別の実験時間又は実習課題等を設定すること。